

5. 異常気象、自然災害等への対応について

1. 暴風警報発令時の措置内容

- (1) 「名古屋市」(テレビやラジオでは、愛知県全域、尾張西部全域、尾張東部全域とお知らせされることがあります。)に「暴風警報」「暴風雪警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」が発令された際の措置は、次のとおりとする。

分類	警報等解除時間	措置内容
A	～午前6時	予定どおり行う。
	午前6時～午前8時	予定時間を30分遅らせて実施する。 (開始時間が10時以降のものは予定どおりとする)
	午前8時以降	競技を行わない。
B	～午前6時	予定どおり行う。
	午前6時～午前8時	午前10時から行う。
	午前8時～午前9時	午前11時から行う。
	午前9時～午前10時	正午から行う。
	午前10時以降	競技を行わない。

※分類は次の頁のとおり。

※競技開始後に「暴風警報」「暴風雪警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」が発令された際には、ただちに競技を中止し当日の競技は行わない。

- (2) 「名古屋市」(テレビやラジオでは、愛知県全域、尾張西部全域、尾張東部全域とお知らせされることがあります。)に大雨警報(浸水害・土砂災害)・洪水警報・高潮警報・大雨特別警報(浸水害・土砂災害)・高潮特別警報・波浪特別警報が発令された際には、原則として、競技は行うものとするが、競技中、主管競技団体より、選手・役員・観衆に対し発令の旨周知を図るとともに状況により中止などの措置をとるものとする。

また、小・中・高校生については、引率責任者を通じて周知徹底を図るものとする。

2. 光化学警報・光化学スモッグ重大緊急時警報発令時の措置内容

- (1) 市内に光化学警報・光化学スモッグ重大緊急時警報が発令された際の措置は次のとおりとする。

屋内競技	予定通り行う
屋外競技	競技を中断し、1時間過ぎても解除されないときは、競技を中止する。 なお、選手・役員・観衆へは、主管競技団体より、警報の発令の旨、周知を図るとともに屋内への避難を指示する。

※屋内・屋外ともに異常者に対して洗眼やうがいをさせるものとする。

3. 地震災害への対応について

- (1) 市内における地震災害の対応については、「名古屋市地域防災計画」に基づき、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された時点で大会を中止し、大会参加者に帰宅等を促すものとする。

4. 熱中症への対応について

- (1) 熱中症対策については、各会場で暑さ指数(WBGT)または、温度を測定し「熱中症予防運動指針」に基づき、状況に合わせて適切な措置を取るものとする。

5. 暴風警報発令時における措置の区分表

種 目	部 別				
	一 般	高等学校	中学生	小学生	マスターズ
陸上	A	A	A	A	
卓球		A	A	A	
水泳	A	A	A	A	
アーティスティックスイミング	A	A	A	A	
飛込	A	A	A	A	
ソフトテニス		A	A	A	
バレーボール	A	A	A	A	
バスケットボール	※B(A)	A	A		
サッカー	※B(A)	A	A		
柔道	A	B	A	A	
剣道		A	A	A	
相撲	A	A	A	A	
バドミントン		A	A	A	A
弓道	A	A	A	A	
ホッケー	A	A			
テニス	A	A	A		
ソフトボール		A	A	A	
ハンドボール	A	A	A		
体操			A	A	
新体操		A	A	A	
レスリング	A	A			
アーチェリー	A	A	A	A	
レクリエーションインディアカ	A				
レクリエーションバレーボール					A
バウンドテニス	B				
自転車	A				
ソフトバレーボール	B			B	B
ラグビー	A	A			
ボート	A	A	A	A	A
ドッジボール			B	B	
フェンシング	A	A			
ウエイトリフティング	A	A	A		
アイスホッケー	A	A	A	A	A
ボウリング	A				A
綱引	A	A	A	A	
ボッチャ	A				
グラウンド・ゴルフ					A

※バスケットボール及びサッカー一般の部の「B」は15時までに解除されたときは予定通り行うものとする。ただし、日曜日は「A」区分に従うものとする。